

# 監査報告書

学校法人 名古屋自由学院

理事 会 御 中

評議員会 御 中

平成 23 年 5 月 26 日

監事 児島重樹

監事 川村宣夫

私たちは、私立学校法第 37 条第 3 項及び学校法人名古屋自由学院寄附行為第 7 条第 2 項の規程に基づく監査報告を行うため、学校法人名古屋自由学院の平成 22 年度（平成 22 年 4 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日まで）の業務並びに財産の状況について監査を行った。

私たちは、監査を実施するにあたり「名古屋自由学院監事監査規程」に準拠した。

監査の方法は、理事会及び評議員会に出席し、理事から業務の報告を聴取し、重要な書類等を閲覧するとともに、必要と思われる監査手続きを実施した。

監査の結果、学校法人名古屋自由学院の業務は適正であり、計算書類等は当該年度末における財産の状況を適正に表示しており、学校法人の業務または財産に関し不正の行為または法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実はないものと認める。

以 上

## 独立監査人の監査報告書

平成 23 年 6 月 3 日

学校法人 名古屋自由学院  
理事会 御中

長本草太郎公認会計士事務所

公認会計士

長本草太郎



久野真一公認会計士事務所

公認会計士

久野真一



監査法人 東海会計社

代表社員 業務執行社員

公認会計士

ト島 浩司



私たちは、私立学校振興助成法第 14 条第 3 項の規定に基づく監査報告を行うため、昭和 51 年 7 月 13 日付け文部省告示第 135 号に基づき、学校法人名古屋自由学院の平成 22 年度（平成 22 年 4 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日まで）の計算書類、すなわち、資金収支計算書（人件費支出内訳表を含む。）、消費収支計算書及び貸借対照表（固定資産明細表、借入金明細表及び基本金明細表を含む。）について監査を行った。この計算書類の作成責任は理事者にあり、私たちの責任は独立の立場から計算書類に対する意見を表明することにある。

私たちは、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、私たちに計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、理事者が採用した会計方針及びその適用方法並びに理事者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類の表示を検討することを含んでいる。私たちは、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

私たちは、上記の計算書類が、学校法人会計基準（昭和 46 年文部省令第 18 号）に準拠して、学校法人名古屋自由学院の平成 23 年 3 月 31 日をもって終了する会計年度の経営の状況及び同日現在の財政状態をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

学校法人と私たちとの間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上